

**せたがやノーマライゼーションプラン  
－(仮称)世田谷区障害施策推進計画－  
素案について**

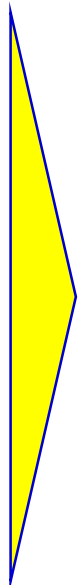
令和2年9月29日

世田谷区障害施策推進課長 太田一郎

# 1. 計画策定の背景

## (1) 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備等

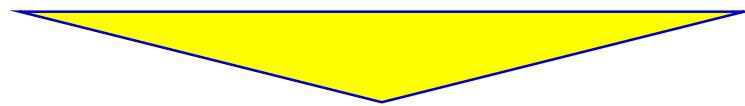
- 改正障害者基本法の施行(平成23年8月)
- 障害者総合支援法の施行(平成25年4月)
- 障害者差別解消法の施行(平成28年4月)
- 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)
- 障害者優先調達法の施行(平成25年4月)
- 改正障害者雇用促進法の施行(平成28年4月)



障害者  
福祉の  
制度改革

## (2) 地域共生社会の実現に向けた国内法の整備等

- 改正社会福祉法の施行(平成30年4月)
- 改正バリアフリー法の施行(平成30年11月)
- 読書バリアフリー法の施行(令和元年6月)
- 改正バリアフリー法の施行(令和3年4月)
- 改正社会福祉法の施行(令和3年4月)



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、地域共生社会の実現に向けた取組み

# 2.計画の位置付け等

## (1) 計画策定の趣旨

- 施策の総合的・計画的な推進、障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施に向けて、施策の方向性やサービス量の見込み等を計画化

## (2) 計画策定の位置付け等

- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画
- 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画
- 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画
- 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画

一体的に作成

計画期間  
令和3～  
5年度

# 3.計画の基本理念

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、  
住み慣れた地域で支えあい  
自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

# 4. 施策展開の考え方

## (1) 障害に対する理解や配慮の促進

- ・ 障害に関する理解の促進に向けた啓発
- ・ 教育や就労、日中活動、スポーツ等の場の充実

## (2) 地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり

- ・ 生きがいや地域等を共につくり育む地域共生社会の実現
- ・ 地域の主体の参加と協働による地域づくりの推進

## (3) ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

- ・ 保育、教育、障害福祉サービス等の充実
- ・ 地域における生活支援の充実

# 5. 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

- 住まい、介護、相談・就労支援の充実
- 地域課題の検討やネットワークづくり
- 地域の多様な主体の参加と協働の促進
- 地域包括ケアの地区展開との連携
- 地域資源(生活支援)の創出

個別支援

個別課題の検討

地域課題の検討

住民主体による地域資源の創出・運営

・地域の主体の参加と協働  
・ネットワーク化支援

地域共生社会の実現

※本日のシンポジウムのテーマ

# 6. 施策の取組み及び計画目標

1

～

8

は施策の大項目兼計画目標

1

## 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護

(1) 地域人材の育成、地域支えあいの推進

(2) 地域支援のネットワークづくり

(3) 障害理解の促進

(4) 障害差別の解消及び合理的配慮の提供の促進

(5) 情報アクセシビリティの向上 (6) 障害者虐待の防止の推進

(7) 見守りの推進 (8) 災害対策の推進 (9) 権利擁護の推進



## **2 医療と福祉の連携・健康づくりの推進**

---

- (1)医療と福祉の連携 (2)医療費の助成等の実施**
- (3)健康づくりの推進 (4)予防の推進**

## **3 住まいの確保、生活環境の整備**

---

- (1)居住支援の充実 (2)ユニバーサルデザインの推進**
- (3)移動のための支援の実施**

## **4 就労等の活躍の場の拡大**

---

- (1)就労支援の充実 (2)雇用の促進**
- (3)工賃の向上 (4)経済的自立の支援**

## 5 相談・地域生活支援の充実

---

- (1)相談支援の充実
- (2)早期支援の推進
- (3)在宅生活の支援
- (4)地域移行の促進と定着支援
- (5)日中活動の充実
- (6)地域生活の支援
- (7)家族支援の実施

## 6 教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援

---

- (1)教育・保育の充実
- (2)途切れのない支援
- (3)スポーツの推進
- (4)文化・芸術活動の振興
- (5)生涯学習や余暇活動の支援

## **7 サービスの質及び人材の確保**

---

- (1)サービスの質の向上 (2)福祉・介護人材等の確保・育成**
- (3)事業所の支援 (4)職員研修の実施**

## **8 障害福祉サービス事業等の運営**

---

- (1)障害福祉サービス等の推計**
- (2)障害福祉サービス等の成果目標**

# 7. 目標達成のための重点的な取組み

- (1) **精神障害施策**（理解促進、居場所や住まい確保、生活支援等）
- (2) **医療的ケア児(者)の支援**（総合的な支援体制構築、人材育成等）
- (3) **日中活動の場と住まいの確保**（施設や住まいの確保、重度者対応等）
- (4) **活躍の場の拡大**（就労や雇用促進、工賃向上、日中活動、ピア支援等）
- (5) **地域生活支援拠点等の体制整備**（拠点の機能の確保、地域づくり等）
- (6) **相談支援**（相談員の確保育成、相談の充実等）
- (7) **共生社会**（心のバリアフリー、ユニバーサルデザイン、障害者スポーツ等）
- (8) **サービスの質及び人材の確保**（指導体制確保、人材の確保育成等）
- (9) **乳幼児期支援の連携**（相談支援の体制整備、多機関連携等）

## 8. 今後の予定

- 令和2年10月9日まで      パブリックコメント
- 11月                      地域保健福祉審議会からの答申
- 令和3年    1月                      計画案策定
- 2月                      計画案及び区民意見への区の考え方公表
- 3月                      計画策定
- 令和3年度～5年度                      計画に基づく取組み

ご清聴ありがとうございました。